

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 45 号

函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例の一部改正について
函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例の一部を改正する
条例

函館市榎法華高齢者福祉総合センター条例（平成 16 年函館市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「規定」の後ろに「（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）の規定を含む。第 9 条第 1 項において同じ。）」を加え、同項第 2 号中「同法」を「旧介護保険法」に、「同条第 15 項」を「介護保険法第 8 条第 13 項」に改め、「介護支援給付」の後ろに「（整備法附則第 30 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた介護扶助または介護支援給付を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

老人福祉法等の一部改正に伴い老人デイサービスセンターの利用者の
範囲および利用料金に関する規定を整備するため